平成３０年度第３回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日　時　平成３１年１月１５日（火）午後１時３０分～午後２時３０分
場　所　四街道市役所　本館３階　第２委員会室
出席者　出 席 委 員：酒井会長、木谷副会長、荒木委員、高山委員、畠中委員
　　欠 席 委 員：なし
　　事　　務　　局：鈴木総務課長、大手課長補佐、三浦主任主事
　　実 施 機 関：宇田環境経済部長、仲田農政係長（議事２⑴のみ出席）

公開・非公開の別　公開

傍聴人　０人

会議次第

１　会長挨拶
２　議事
　⑴ オンライン結合による外部提供について（答申）
　⑵ 個人情報保護条例及び情報公開条例の改正について（意見照会）
　⑶ その他
３　その他

会議の内容
事 務 局：ただ今より、平成３０年度第３回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。
まず始めに、今回の会議の内容については、１項目として、実施機関（産業振興課）のオンライン結合による外部提供について、答申（案）のご審議をいただきます。ご審議の結果、委員の皆様の中で案がまとまりましたら、答申をいただきます。
２項目として、以前よりご説明させていただいておりました四街道市個人情報保護条例及び情報公開条例につきまして、事務局の素案が出来上がりましたので、内容と今後のスケジュールにつきまして、事務局よりご説明をさせていただきます。
その後で、事務局の素案についてご質問、ご意見等頂戴できればと存じます。

３項目のその他としまして、事務局より次回以降に予定している議事等について、説明します。
最後に　次回の日程調整を予定しております。
それでは、会議次第１の会長挨拶に移らせていただきます。会長よりご挨拶をお願いいたします。

酒井会長：～あいさつ～

事 務 局：ありがとうございました。
それでは、ここからは会長に会議の進行をお願いしたいと思います。宜しくお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆さんのご協力の程、宜しくお願いいたします。
ただ今の出席委員は５名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第２項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、本日の会議は成立いたしました。また、会議の公開・非公開につきましては、本日審議する議題に非公開とすべき内容はございませんので、公開の会議としたいと存じますが、委員の皆様宜しいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第については配布するものといたします。公開する議事資料についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配布することが困難である資料でも無いため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様宜しいでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び公開する議事資料につきましては、傍聴人に配布することといたします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様宜しいでしょ

うか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、発言者名を明記いたします。
これより、議事に入りたいと思います。本日、傍聴希望の方はおられますか。

事 務 局 ：傍聴希望者はおられません。

酒井会長：それでは、このまま進行します。
議事の１点目、「オンライン結合による外部提供について」に移りたいと思います。
今回の諮問の経緯をご説明いたしますと、前回、平成３０年１０月９日の審査会の際に実施機関（環境経済部産業振興課）より「オンライン結合による外部提供について」の諮問書が提出されました。
その際、実施機関より、県、市町村、及び林業事業体の間で森林関連情報を集積し共有するシステムである森林クラウドについて、詳細な事務内容及び今後のスケジュール等の説明をしていただきました。
実施機関の説明についてご不明な点等については、委員の皆様より質疑がなされ、また、ご意見等をいただきました。
その結果、当審査会といたしましては、今回のオンライン結合について、四街道市個人情報保護条例第１０条第１項に規定をしている「公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるとき」に該当するとの結論に至りました。
なお、補足といたしまして、情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策の取扱いについて十分なご配慮をいただきたいということを審査会の意見として申し上げました。
以上が前回の会議の状況でございます。
その後、委員の皆様に会議録を送付し、了承をいただいた上で、答申（案）の準備に入りました。
ここまでの内容を踏まえまして、すでに委員の皆様には答申（案）を送付し、ご覧いただいているところですが、改めてご意見等があればお伺いをいたします。委員の皆様、何かございますか。

酒井会長：答申（案）につきましては事前に委員の皆様へお送りしてありますが、

内容を読み上げます。

～オンライン結合による外部提供について（答申）（案）の読上げ～

以上となっておりますが、委員の皆様、何かご意見等はありますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特にご意見等が無いようですので、この答申（案）で確定いたします。

～事務局で答申書（原本）の準備～

～実施機関職員（環境経済部長、産業振興課・農政係長）入室～

～実施機関職員紹介～

～会長より環境経済部長に答申書を渡す～

～環境経済部長より御礼のあいさつ～

～実施機関職員退室～

酒井会長：以上で、会議次第２議事（１）オンライン結合による外部提供について（答申）を終了します。

酒井会長：次に、議事の２点目、「個人情報保護条例及び情報公開条例の改正についての意見照会」に移りたいと思います。
まず、事務局より説明を求めます。

事 務 局：～条例の改正内容・今後のスケジュール等について説明～

酒井会長：ご覧の資料ですが、平成 29 年 5 月に施行されました、改正個人情報保護法等に従って個人情報保護条例及び同条例施行規則、また、情報公開条例が改正されるという説明でありました。
ただ今の説明に対しまして、委員の皆様からのご意見等を受け賜りたいと存じます。宜しくお願いいたします。

畠中委員：資料１ページの３項目の非識別加工情報についての説明は、正式な文書として考えて良いものですか。それともこの審査会の中だけの資料ですか。

事 務 局：本日の会議資料は審査会の資料として正式なものになります。また、今回の条例改正の素案として、非識別加工情報につきましては条例改正をしない予定で考えております。

畠中委員：議会で審議するのは資料３ページ以降の新旧対照表等についてですか。それとも、１・２ページ目についても審議するのですか。

事 務 局：議会での審議は、資料の３ページから９ページの条例改正の内容になります。

畠中委員：資料１ページの非識別加工情報の記載で「この制度は不明確な点が多く導入した自治体もほとんど無いため」とあります。国が規定した内容が不明確であるということになりますが、これを市の公式見解として公表して宜しいのでしょうか。非識別加工情報（民間では匿名加工情報）は、加工匿名性を満たせば、第三者提供が可能となる制度です。事務局としてのお考えをお教えください。

事 務 局：今回の条例改正で非識別加工情報については、国から加工の基準が示されていない点や、不明確な点も多くあり、条例改正した他の自治体においても条例に規定していないのが現状であります。このような経緯から、本市におきましても今回の条例改正では非識別加工情報について規定しないこととする説明は、対外的にもできるものと考えております。
しかし、今後の方向性として、議会に議案を上程しますので、非識別加工情報の導入については、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していく必要があるため、議会に対しても理解が得られるように努めていきたいと考えております。

畠中委員：資料の７ページの第７条に収集の制限がありますが、第２項で「実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」と規定されており、収集できる場合として同項第１号で「法令又は条例に定めがあるとき」と、第

２号で「収集することに相当の理由があるとき」と規定されています。民間では本人の同意がある場合に収集できる場合がありますが、本人の同意によって要配慮個人情報を収集できるという条項はどこかに規定してありますか。

事 務 局：当市における要配慮個人情報の収集につきましては、法令等に定めがある場合と、もう１点としてあらかじめ情報公開・個人情報保護審査会の意見を伺ったうえで個人情報を取扱う事務の目的を達成するために収集することに相当の理由があると認められる場合の 2 点に限定しておりまして、本人の同意を得て収集することは、要配慮個人情報を収集する条件にはなりません。

木谷委員：現在、市が所有している情報の中で要配慮個人情報として分類しているものはありますか。今回の条例改正によってこれまで取り扱っていた個人情報の中に、当審査会で新たに審査が必要になるものがあるかについて確認させてください。

事 務 局：現在のところ従前の規定ですと、要配慮個人情報と同様の扱いをするものとして、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる恐れがある個人情報と規定しております。今回、国の法律の改正により要配慮個人情報の定義を条例に規定しましたが、要配慮個人情報の大部分は、従前の規定でも収集制限の対象となっているものと考えております。

木谷委員：現時点で信条とか宗教の情報は無いと思われますが、最後、包括的にあるように社会的差別の原因となる恐れがある個人情報とか、身体障害者などの情報で要配慮個人情報に該当すると考えられるものはありますか。もし具体的なものがあれば審査会としても意見を求められた場合に今後イメージしやすいため確認させてください。仮に該当するものがある場合にはどのような情報か、また、該当する情報が無い場合は、現在のところ無いものと認識しておきますが、要配慮個人情報の該当の有無についての審査になると意見が分かれる可能性があり大変難しい議論になることも想定されます。従って、指針などにより該当の有無について示されたものがあると審査も円滑に行えますので、その情報をいただけると大変有り難いと思います。

事 務 局：市が取り扱う事務すべてについては難しいところがありますが、代表的なもので、参考となるものを整理して、今後、ご用意させていただきます。

酒井会長：市としても事務を執行するうえで必要な分類になると考えられますので、宜しくお願いします。

酒井会長：その他、何かございますか。

高山委員：２ページの資料によると、県内市の他の自治体は平成３０年４月までの施行が約半数で、現在、四街道市は平成３１年４月１日施行予定ですが、残りの約半数の自治体も平成３１年４月頃の改正でしょうか。

事 務 局：県内の自治体における平成３１年３月議会での条例改正予定については、まだ具体的な情報がございませんが、昨年中にいくつかの自治体において条例改正の前提となる準備をしておりましたので、それらの自治体については今年度中に改正される可能性が高いものと考えております。

酒井会長：それらの自治体においても、非識別加工情報については導入しないということでしょうか。

事 務 局：本市で調査した結果、現在のところ非識別加工情報について導入予定がある県内の自治体は、千葉県を含めてありません。全国的にも導入しているところは、平成３０年９月時点の全国調査で、都道府県も含め１０に満たない自治体であります。

畠中委員：私は民間事業者の個人情報管理について話をする機会が多くありますが、民間でも非識別加工情報を利用するというところは少ないです。民間事業者が一番欲しい情報は名簿で、匿名の情報ではありません。現時点での市の対応は、これで適正だと思います。

荒木委員：先ほど本日の資料が議会にも提出されるかどうかについての質問がありましたが、確かに非識別加工情報を含まない理由について、「不明確な点が多く問題がある」という説明をすれば、議会において多くの質問が出ることも想定され、また、具体的な説明を求められることが考えられます。議会で説明する場合には文章の表現を考えた方が宜しいのではない

でしょうか。

畠中委員：情報処理学会では、匿名加工ではなく秘密計算にステージが移っていますが、匿名加工についてもまだ完成していません。個人情報保護法では、「個人情報を再現できなければ匿名加工情報になる」としながら、どのようにしたら匿名性が実現できるかの基準が示されていません。法律を制定する側は、結果が成り立つように予見して定義付けをしていますが、肝心のプロセスが繋がっていないのです。実務においてどうするかという部分に情報処理の技術者の対応が十分でありません。そのため、四街道市が調べた結果、県内の自治体がどこも非識別加工情報を導入していないことから、今後、導入の可否について検討していくと言うことですか。

事 務 局：現状においては非識別加工情報の第三者提供は全国的に事例が少なく、そのような事例があった時には対応を検討していくものと思われます。したがって、当市においても、他市と同様な対応を考えています。

畠中委員：匿名加工情報の定義についての内閣府の説明では、当初は「再現されないこと」と、「他の情報と容易に照合できないこと」が定義とされていましたが、「照合できないこと」は、定義から消えました。現在の定義では「再現されないこと」だけです。当該制度は民間分野でも利用しにくい制度であり、非識別加工情報を導入することへの懸念は理解できます。ただ、議会に提案する時の表現には注意をしてください。

高山委員：個人識別符号について施行令で規定されていますが、条例の改正案の定義で第２条第２号のイでは、「個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカード」とありますが、図書カードとか教育施設の利用カードも該当するという理解で宜しいでしょうか。

事 務 局：現時点で個人識別符号に該当するものとしては、公的な身分証明書に該当するものでありまして、具体的には健康保険証、マイナンバーカード、パスポート、運転免許証などであります。

高山委員：図書カードやスポーツ施設の利用カードなどは該当しないということですね。

事 務 局：基本的に、単独で公的な身分証明書として使用できるものが現在のところ想定されます。役務の利用との規定もありますので、民間のクレジットカードや電話番号なども該当しそうですが、原則は公的な身分証明書として使用できるものとなります。

高山委員：資料の条例第２条第２号のイによるとクレジットカードなども該当するのかと思いましたが、確かに、公的な身分証明書ということで理解しました。

事 務 局：条例には公的な身分証明書とは規定されていませんが、事務の手引きの中に説明を加え対応していく予定です。

酒井会長：運用上、事務の手引きを作成するのですね。

木谷委員：個人識別符号に運転免許証などが該当するのは当然ですが、図書カードなどに番号が入っていて、これが個人識別符号に該当しませんと言うことは疑問に感じます。これは、引用するのが国の規定だから含まれていないのですが、四街道市の条例等で、市のサービスとして行っている各種カードなどが、明確に該当しないと言うことはどうかと思うところがあります。

畠中委員：図書カードの番号が分かった場合、登録した場所に行けば、住所と名前が分かります。それを悪用されると、通販に使うとか、本人が犯罪などの被害に遭ってしまう可能性があります。図書カードが該当するかどうか、国の個人情報保護委員会に確認してみても良いのではないですか。

酒井会長：運用マニュアルを作成する予定ですよね。

事 務 局：職員が運用をしていくにあたり、内部的にマニュアルを作成する必要があると考えております。
現時点での案では、規則に規定する内容は、国の施行令と同様にする予定です。今後は先進自治体の規定などを参考にしながら対応して参りたいと考えております。

酒井会長：本年３月議会で議案が議決されれば、４月１日の施行となり、短期間で

厳しいと思いますが宜しくお願いします。

酒井会長：その他、何かございますか。条例（案）そのものは宜しいと思いますが。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、委員の皆様からご意見等を受け賜りましたが、議事の２点目、「個人情報保護条例及び情報公開条例の改正についての意見照会」を終了します。事務局におかれましては、ただ今ご説明いただいたスケジュールと、法令の趣旨に従いまして、適切な形で条例等の整備を進めていただくよう、当審査会としてお願い申し上げます。

酒井会長：議事の３点目、その他を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局：～ 次回以降に予定をしている議事等の説明～

酒井会長：ただ今、事務局より今年度中に審査会において審査依頼する事項等は無いということですが、委員の皆様から何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：特に無いようですので、議事の３点目その他を終了します。最後に会議次第の３その他として次回の審査会の日程を決定いたします。事務局から開催につきまして何か案がございますか。

事 務 局：次回の審査会ですが、平成３１年度第１回を５月１４日又は２１日にお願いをしたいと考えております。

委員全員：～日程調整～

酒井会長：それでは、次回の開催を平成３１年５月１４日（火曜日）に決定いたします。開催時間につきましては、１５時の予定とさせていただきます。

酒井会長：以上で会議次第３その他を終了いたします。

酒井会長：最後に委員の皆様から何かご意見等ございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：事務局から他に何かございますか。

事 務 局：特にありません。

酒井会長：以上をもちまして、平成３０年度第３回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を終了します。